

田川広域水道企業団建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事のうち大規模工事及び技術的難度の高い特殊工事（以下「大規模工事等」という。）において、その安定的施工を確保するとともに、田川市、川崎町、糸田町、福智町（以下「構成団体」という。）に主たる営業所を有する業者（以下「構成団体内業者」という。）の施工能力、経営力向上及び受注機会の拡大を図るため、建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体は、企業団が発注する特定の建設工事の施工を目的として結成する特定建設工事共同企業体とする。

(共同企業体の運営形態)

第3条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって建設工事を施工する共同施工方式とする。

2 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。

3 出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する建設工事に関与する割合を反映するものでなければならない。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、自主結成とし、特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号）により協定を締結するものとする。

(構成)

第5条 共同企業体の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 構成団体内業者のみによるもの

構成団体内業者単独では施工が困難である大規模工事で、構成団体内業者が共同企業体を構成することにより施工が可能と認められる場合

(2) 構成団体内業者と構成団体以外に主たる営業所を有する業者（以下、「構成団体外業者等」という。）によるもの

構成団体内業者単独又はその共同企業体では施工が困難である大規模工事等で、構

成団体内業者と構成団体外業者等が共同企業体を構成することにより工事の確実な施工が図られ、構成団体内業者の施工能力及び経営力向上に資すると認められる場合

(3) 構成団体外業者等のみによるもの

施工能力のある構成団体内業者がない、若しくは少ない場合

2 前項の規定にかかわらず、構成団体内業者単独でも施工が可能であるが、構成団体内業者の受注機会の確保を図るため必要があると企業長が特に認める場合は、構成団体内業者のみによる共同企業体を構成することができるものとする。

(構成員の要件等)

第6条 共同企業体の構成員は、次に掲げる者でなければならない。

(1) 発注工事を構成する業種について、構成団体のいずれかの競争入札有資格者名簿に登録された者

(2) 発注工事を構成する業種について、元請として施工した実績がある者

(3) 発注工事を構成する業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を専任で配置できる者

(4) その他工事ごとに定める構成員の要件を満たす者

2 前項第4号に規定する要件を別途定める場合は、田川広域水道企業団建設業者指名委員会（以下、「指名委員会」という。）の審議を経て、企業長が決定する。

3 構成員は、同一の建設工事について、他の共同企業体の構成員になることができないものとする。

(構成員数)

第7条 共同企業体の構成員数は、2者又は3者とする。

(代表者)

第8条 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第9条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。

2 構成員の最小限出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の各号に定めるところによる。

(1) 構成員の数が2者の場合 30%以上

(2) 構成員の数が3者の場合 20%以上

(対象工事)

第10条 共同企業体に発注する工事は、規模及び技術的難度等を指名委員会の審議を経て、企業長が決定するものとする。

(共同企業体に対する通知等)

第11条 入札参加資格通知及び入札指名通知書並びに工事の監督、請負代金の支払等の相手方は、すべて共同企業体の代表者とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、指名委員会の審議を経て企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。